② 農業水利施設の機能強化による災害リスクの軽減　施策11

豪雨や地震によるため池の決壊や湛水被害等を防止し、農地やその周辺地域の保全を図り、災害に強い農村社会の形成に寄与するため、下流域に住宅等がある防災重点ため池の整備、排水機場や排水路の整備等を計画的かつ効率的に推進する。その際、これまでの災害において、排水機場が浸水被害を受けて機能を喪失し、被害が拡大したことを踏まえ、上屋の防水対策や被災後の緊急的な電源確保などの浸水対策を強化する。

また、被災による人命等への影響など重要度の高い国営造成施設を中心に耐震照査を実施し、その結果を踏まえた対策を推進するとともに、将来の気候変動等の災害リスクも考慮した施設の在り方の検討にも着手する。

イ 施策の成果目標

① 重要業績指標（ＫＰＩ）

○健全度評価に基づいた施設の保全管理の効率性の向上

・更新等が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合
約５割以上

・施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合　約５割以上

○湛水被害等の災害防止と施設の耐震化

・湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積
農地及び周辺地域の面積約34万ha（うち農地面積約28万ha）

・耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合　10割

② 活動指標

・基幹的農業水利施設の機能診断の実施率　10割
・基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定率　10割
・基幹的農業水利施設の施設情報の集約化・電子化の割合　10割
・新技術の開発件数　35件（平成26年度）→　100件（平成32年度）
・重要度の高い国営造成施設における耐震照査の実施率　10割

ウ 事業量

・更新等に着手する基幹的農業水利施設　水路約1,500km、機場等約210箇所
・各種防災事業の実施　約2,400地区
・耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設のうち、耐震化計画を策定する施設　17箇所
・機能診断を実施する基幹的農業水利施設　水路約0.9万km、機場等約2,200箇所
・機能保全計画を策定する基幹的農業水利施設　水路約1.3万km、機場等約2,500箇所
・耐震照査を行う重要度の高い国営造成施設　約110箇所

（３－２）　災害に対する地域の防災・減災力の強化　政策目標６

ア 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

① 農村協働力を活かした防災・減災力の強化　施策12

日頃から想定外を想定するといった地域住民の防災意識を高め、災害時の人命への影響を軽減するため、被害想定範囲や避難場所等を地図化したハザードマップの作成、防災情報の伝達体制の整備、ため池の監視や排水路の泥上げ等の豪雨後の迅速な復旧活動など、地域のコミュニティを活用した防災・減災活動等のソフト対策を推進する。

その際、田んぼダム(※40)やため池の低水位管理による洪水調節、農業用水の多用途利用（消火用水、被災後の生活雑排水等の活用）、農道の避難経路・輸送路としての利用、施設屋上の避難所としての活用、小水力発電による非常時の電力供給など、農地や農業水利施設等が有する減災機能も積極的に活用する。

また、被災後、施設管理者が業務を継続、あるいは早期に再開することにより、農業生産や周辺地域への影響が軽減できるよう、初動体制の強化等を内容とする土地改良施設管理者の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進する。

イ 施策の成果目標

① 重要業績指標（ＫＰＩ）

○地域資源や農村協働力等を活用した防災・減災力の強化

・コミュニティを活用した減災活動や農地・施設等が有する減災機能の活用が行われている市町村の割合　10割

② 活動指標

・ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合　10割
・大規模地震等に備えて業務継続計画（ＢＣＰ）を策定した土地改良区の数
約100地区

ウ 事業量

・ハザードマップ等ソフト対策を実施する防災重点ため池　約5,000箇所

（第２表）事業の種別ごとの実施の目標及び事業量(※41)

事　業　の　種　別	事業の実施の目標及び事業量
○　基幹農業用用排水施設整備事業 〔農用地の利用上必要な農業用用排水施設で基幹的なものの新設、管理及び変更〕	○　前掲の政策目標５における「イ　施策の成果目標」及び「ウ　事業量」に記載のとおり（基幹的な農業用用排水施設に係るものに限る。）
○　農用地総合整備事業 〔農用地の利用上必要な農業用用排水施設（基幹的なものを除く。）及び農業用道路の新設、管理及び変更、区画整理、農用地の造成、埋立て及び干拓その他農用地の改良のため必要な事業〕	○　前掲の政策目標１、２、３、４及び５における「イ　施策の成果目標」及び「ウ　事業量」に記載のとおり（政策目標５については、基幹的な農業用用排水施設に係るものを除く。）
○　防災事業 〔農用地の保全のため必要な事業　〕	○　前掲の政策目標５及び６における「イ　施策の成果目標」及び「ウ　事業量」に記載のとおり

第４　東日本大震災からの復旧・復興

１　政府の取組

政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年７月29日東日本大震災復興対策本部決定）において、「復興期間」を10年間とした上で平成23年度から27年度までを「集中復興期間」と位置付け、総力を挙げて被災地の一刻も早い復旧・復興に取り組んできた。その結果、復興は着実に進展し、復興期間の総仕上げに向けた新たなステージに進みつつある。これを受け、政府は新たに復興・創生期間における基本方針を決定し、平成28年度から32年度までの「復興・創生期間」においては、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指すこととしている。

一方、福島の原子力災害被災地域については、復興・創生期間における基本方針において、遅くとも事故から６年後（平成29年３月）までに避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示を解除できるよう環境整備に取り組むこととしている。